

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配 2 - 1	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)							(名称)		(所在地)			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
		丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)							合同会社イズミ 代表社員社長 和泉誠七		山形県山形市五日町 1 番 1 2 号			
		山形市長 佐藤 孝弘							山形県山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号					
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	経営管理実 施権の始期	経営管理実施 権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から 伐採等に要する経費を控除 してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭 がある場合における当該 金額 (E) の額の算定方 法	備考
1	山形市大字上宝沢 字山居	938-2	125	イ	畑	0.0377 (0.0377)	スギ	56	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-1
2	山形市大字上宝沢 字上向山	1161-乙	123	イ	畑	0.0127 (0.0127)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-2
3	山形市大字上宝沢 字上向山	1234	123	イ	畑	0.0116 (0.0116)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-4
4	山形市大字上宝沢 字上向山	1234-乙	123	イ	原野	0.0013 (0.0013)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-4
5	山形市大字上宝沢 字上向山	1235	123	イ	畑	0.0153 (0.0153)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-4
6	山形市大字上宝沢 字上向山	1548	124	イ	山林	0.0614 (0.0614)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-5
7	山形市大字上宝沢 字上向山	1550	124	イ	山林	0.0212 (0.0212)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-5
8	山形市大字上宝沢 字上向山	1647	123	イ	山林	0.0102 (0.0102)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-5
9	山形市大字上宝沢 字上向山	1661	123	イ	山林	1.6160 (1.6160)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-5
10	山形市大字上宝沢 字上向山	1661-1	123	イ	山林	0.0202 (0.0202)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-5
11	山形市大字上宝沢 字上向山	1662	123	イ	保安林	0.0006 (0.0006)	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-5
12	山形市大字上宝沢 字上向山	2681	123	イ	原野	0.0254 (0.0254)	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-5
13	山形市大字上宝沢 字山居	935-1	125	イ	保安林	0.1122 (0.1122)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
14	山形市大字上宝沢 字山居	935-2	125	イ	保安林	0.0039 (0.0039)	スギ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
15	山形市大字上宝沢字山居	1135	125	イ	保安林	0.0347 (0.0347)	スギ	56	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
16	山形市大字上宝沢字上向山	1188	123	イ	畑	0.0449 (0.0449)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
17	山形市大字上宝沢字上向山	1189	123	イ	原野	0.0064 (0.0064)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
18	山形市大字上宝沢字上向山	1212-乙	123	イ	山林	0.0217 (0.0217)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
19	山形市大字上宝沢字上向山	1230	124	イ	畑	0.0291 (0.0291)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
20	山形市大字上宝沢字上向山	1232	123	イ	畑	0.0322 (0.0322)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
21	山形市大字上宝沢字上向山	1232-乙	123	イ	原野	0.0062 (0.0062)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
22	山形市大字上宝沢字上向山	1240	124	イ	畑	0.0427 (0.0427)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
23	山形市大字上宝沢字上向山	1240-乙	124	イ	原野	0.0116 (0.0116)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
24	山形市大字上宝沢字山居	1515	125	イ	保安林	0.3097 (0.3097)	スギ	103	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
25	山形市大字上宝沢字上向山	1534	123	イ	山林	0.0812 (0.0812)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
26	山形市大字上宝沢字上向山	1540	123	イ	山林	0.0321 (0.0321)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
27	山形市大字上宝沢字上向山	1540-1	123	イ	山林	0.0068 (0.0068)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
28	山形市大字上宝沢字上向山	1541-乙	123	イ	山林	0.0401 (0.0401)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
29	山形市大字上宝沢字上向山	1546	123	イ	山林	0.1865 (0.1865)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
30	山形市大字上宝沢字上向山	1546-1	123	イ	原野	0.0006 (0.0006)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
31	山形市大字上宝沢字上向山	1628	123	イ	山林	0.0839 (0.0839)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
32	山形市大字上宝沢字山居	2624	125	イ	保安林	0.0149 (0.0149)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
33	山形市大字上宝沢字上向山	2645	123	イ	原野	0.0227 (0.0227)	スギ	76	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
34	山形市大字上宝沢字上向山	2646	123	イ	原野	0.0088 (0.0088)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-6
35	山形市大字上宝沢字向山	376	122	ロ	山林	0.0014 (0.0014)	スギ	25	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-8
36	山形市大字上宝沢字向山	409	122	ロ	山林	0.1663 (0.1663)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-8
37	山形市大字上宝沢字向山	417	122	ロ	山林	0.0295 (0.0295)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-8
38	山形市大字上宝沢字向山	418-乙	122	ロ	山林	0.0054 (0.0054)	スギ	103	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-8
39	山形市大字上宝沢字向山	2271	122	ロ	原野	0.0499 (0.0499)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-8
40	山形市大字上宝沢字向山	2277-1	122	ロ	原野	0.0147 (0.0147)	スギ	113	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-8
41	山形市大字上宝沢字向山	408	122	ロ	畑	0.0073 (0.0073)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-9
42	山形市大字上宝沢字上向山	1534-乙	123	イ	原野	0.0184 (0.0184)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-9
43	山形市大字上宝沢字上向山	1547	123	イ	山林	0.1384 (0.1384)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-9
44	山形市大字上宝沢字中宿	111-丁	122	ロ	山林	0.0208 (0.0208)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
45	山形市大字上宝沢字山居	1136	125	イ	保安林	0.012 (0.012)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
46	山形市大字上宝沢字毛倉平	1137	125	イ	保安林	0.0472 (0.0472)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
47	山形市大字上宝沢字毛倉平	1137-1	125	イ	保安林	0.0272 (0.0272)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
48	山形市大字上宝沢字山居	1137-1-乙	125	イ	保安林	0.0045 (0.0045)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
49	山形市大字上宝沢字山居	1137-乙	125	イ	保安林	0.0413 (0.0413)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
50	山形市大字上宝沢字山居	1138	125	イ	山林	0.013 (0.013)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
51	山形市大字上宝沢字向山	1362	122	口	山林	0.0971 (0.0971)	スギ	73	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
52	山形市大字上宝沢字向山	1367-1	122	口	山林	0.0437 (0.0437)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
53	山形市大字上宝沢字山居	1516	125	イ	保安林	0.0315 (0.0315)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
54	山形市大字上宝沢字山居	1520	125	イ	保安林	0.0884 (0.0884)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
55	山形市大字上宝沢字山居	1668	125	イ	保安林	0.4571 (0.4571)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
56	山形市大字上宝沢字山居	1668-1	125	イ	保安林	0.0438 (0.0438)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
57	山形市大字上宝沢字山居	1668-3	125	イ	保安林	0.0587 (0.0587)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
58	山形市大字上宝沢字山居	1669	125	イ	保安林	0.1571 (0.1571)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
59	山形市大字上宝沢字向山	1758	122	口	山林	0.2269 (0.2269)	スギ	26	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
60	山形市大字上宝沢字向山	2275	122	口	原野	0.0707 (0.0707)	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
61	山形市大字上宝沢字向山	407-乙	122	口	原野	0.0152 (0.0152)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
62	山形市大字上宝沢字向山	407	122	口	山林	0.0131 (0.0131)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
63	山形市大字上宝沢字向山	413	122	口	原野	0.0102 (0.0102)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
64	山形市大字上宝沢字向山	415	122	口	山林	0.0335 (0.0335)	スギ	108	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
65	山形市大字上宝沢字山居	936-2	125	イ	保安林	0.0576 (0.0576)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
66	山形市大字上宝沢字山居	936-3	125	イ	保安林	0.0462 (0.0462)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
67	山形市大字上宝沢字山居	937-1	125	イ	山林	0.0623 (0.0623)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
68	山形市大字上宝沢字向山	2277-2	122	口	原野	0.0853 (0.0853)	スギ	86	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
69	山形市大字上宝沢字山居	2625	125	イ	保安林	0.0037 (0.0037)	スギ	56	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
70	山形市大字上宝沢字山居	2625-乙	125	イ	保安林	0.3662 (0.3662)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
71	山形市大字上宝沢字山居	2626	125	イ	原野	0.0018 (0.0018)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-10
72	山形市大字下宝沢字伊勢鉢	932-1	123	イ	原野	0.0176 (0.0176)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
73	山形市大字上宝沢字上向山	932-7	124	イ	山林	0.0266 (0.0266)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
74	山形市大字上宝沢字上向山	932-8	124	イ	原野	0.0169 (0.0169)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
75	山形市大字上宝沢字山居	934-1	125	イ	山林	0.0165 (0.0165)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
76	山形市大字上宝沢字上向山	1006-1	123	イ	山林	0.0207 (0.0207)	スギ	90	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
77	山形市大字上宝沢字上向山	1173	123	イ	山林	0.0877 (0.0877)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
78	山形市大字上宝沢字上向山	1185	123	イ	山林	0.0205 (0.0205)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
79	山形市大字上宝沢字上向山	1186	123	イ	山林	0.0279 (0.0279)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
80	山形市大字上宝沢字上向山	1187	123	イ	山林	0.0100 (0.0100)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
81	山形市大字上宝沢字上向山	1223	124	イ	山林	0.0022 (0.0022)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
82	山形市大字上宝沢字上向山	1224	124	イ	山林	0.0275 (0.0275)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
83	山形市大字上宝沢字上向山	1225	124	イ	山林	0.0671 (0.0671)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
84	山形市大字上宝沢字上向山	1225-乙	124	イ	原野	0.0577 (0.0577)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
85	山形市大字上宝沢字上向山	1226	124	イ	山林	0.0662 (0.0662)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
86	山形市大字上宝沢字上向山	1227	124	イ	山林	0.0250 (0.0250)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
87	山形市大字上宝沢字上向山	1228	124	イ	山林	0.0381 (0.0381)	スギ	48	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
88	山形市大字上宝沢字上向山	1247-丙	124	イ	山林	0.0097 (0.0097)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
89	山形市大字上宝沢字上向山	1250	124	イ	山林	0.0444 (0.0444)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
90	山形市大字上宝沢字上向山	1525-乙	123	イ	原野	0.0131 (0.0131)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
91	山形市大字上宝沢字上向山	1611-1	123	イ	山林	0.0134 (0.0134)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
92	山形市大字上宝沢字上向山	1611-4	123	イ	山林	0.1420 (0.1420)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
93	山形市大字上宝沢字上向山	2635	123	イ	原野	0.0098 (0.0098)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
94	山形市大字上宝沢字上向山	2635-乙	123	イ	山林	0.0049 (0.0049)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-11
95	山形市大字上宝沢字上向山	1177	123	イ	畑	0.0677 (0.0677)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
96	山形市大字上宝沢字上向山	1177-乙	123	イ	原野	0.0082 (0.0082)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
97	山形市大字上宝沢字上向山	1178-丙	123	イ	原野	0.0509 (0.0509)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
98	山形市大字上宝沢字上向山	1198	123	イ	畑	0.0122 (0.0122)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
99	山形市大字上宝沢字上向山	1198-乙	123	イ	山林	0.0240 (0.0240)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
100	山形市大字上宝沢字上向山	1199	123	イ	畑	0.0313 (0.0313)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
101	山形市大字上宝沢字上向山	1200	123	イ	畑	0.0408 (0.0408)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
102	山形市大字上宝沢字上向山	1200-乙	123	イ	山林	0.0146 (0.0146)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
103	山形市大字上宝沢字上向山	1201	123	イ	畑	0.0224 (0.0224)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
104	山形市大字上宝沢字上向山	1202	123	イ	畑	0.0168 (0.0168)	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
105	山形市大字上宝沢字上向山	1204	123	イ	山林	0.0234 (0.0234)	スギ	60	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
106	山形市大字上宝沢字上向山	1211	123	イ	畑	0.0348 (0.0348)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
107	山形市大字上宝沢字上向山	2638	123	イ	山林	0.0389 (0.0389)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-12
108	山形市大字上宝沢字向山	459	123	イ	原野	0.0295 (0.0295)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-13
109	山形市大字上宝沢字上向山	460	123	イ	原野	0.1179 (0.1179)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-13
110	山形市大字上宝沢字上向山	460-乙	123	イ	原野	0.0947 (0.0947)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-13
111	山形市大字上宝沢字上向山	1173-乙	123	イ	畑	0.0099 (0.0099)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-13
112	山形市大字上宝沢字上向山	1525	123	イ	原野	0.1437 (0.1437)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-13
113	山形市大字上宝沢字上向山	1609	123	イ	山林	0.1261 (0.1261)	スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-13
114	山形市大字上宝沢字上向山	1610	123	イ	山林	0.1236 (0.1236)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-13
115	山形市大字上宝沢字上向山	1611-3	123	イ	山林	0.2062 (0.2062)	スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-13
116	山形市大字上宝沢字上向山	1666	124	イ	保安林	0.9186 (0.9186)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-13
117	山形市大字上宝沢字向山	440	122	ロ	畑	0.0043 (0.0043)	スギ	25	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-14
118	山形市大字上宝沢字向山	379	122	ロ	畑	0.0194 (0.0194)	スギ	25	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-15
119	山形市大字上宝沢字向山	452	122	ロ	畑	0.0328 (0.0328)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-15
120	山形市大字上宝沢字向山	2296	122	ロ	山林	0.0244 (0.0244)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-15
121	山形市大字上宝沢字向山	405	122	ロ	畑	0.0254 (0.0254)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-15
122	山形市大字上宝沢字向山	405-乙	122	ロ	山林	0.0097 (0.0097)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-15

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
123	山形市大字上宝沢字向山	401-乙	122	口	山林	0.0202 (0.0202)	スギ	53	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
124	山形市大字上宝沢字向山	414	122	口	原野	0.0228 (0.0228)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
125	山形市大字上宝沢字向山	418	122	口	畑	0.0173 (0.0173)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
126	山形市大字上宝沢字向山	419-乙	122	口	畑	0.0159 (0.0159)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
127	山形市大字上宝沢字向山	419-丙	122	口	原野	0.0260 (0.0260)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
128	山形市大字上宝沢字向山	434	122	口	畑	0.0102 (0.0102)	スギ	25	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
129	山形市大字上宝沢字向山	1365	122	口	原野	0.1032 (0.1032)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
130	山形市大字上宝沢字上向山	1551	124	イ	山林	0.0987 (0.0987)	スギ	35	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
131	山形市大字上宝沢字上向山	1665	124	イ	保安林	0.7721 (0.7721)	スギ	37	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
132	山形市大字上宝沢字向山	2276	122	口	原野	0.0542 (0.0542)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
133	山形市大字上宝沢字上向山	2682	124	イ	原野	0.2369 (0.2369)	スギ	35	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-16
134	山形市大字上宝沢字向山	2308	122	口	原野	0.0011 (0.0011)	スギ	25	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-17
135	山形市大字上宝沢字山居2号	2781-1	125	イ	原野	0.0422 (0.0422)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-19
136	山形市大字上宝沢字上向山	1525-戊	123	イ	原野	0.0223 (0.0223)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-20
137	山形市大字上宝沢字向山	378	122	口	山林	0.0378 (0.0378)	スギ	25	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
138	山形市大字上宝沢字向山	381	122	口	山林	0.0041 (0.0041)	スギ	25	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
139	山形市大字上宝沢字向山	419	122	口	山林	0.0443 (0.0443)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
140	山形市大字上宝沢字向山	419-丁	122	口	原野	0.0062 (0.0062)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
141	山形市大字上宝沢 字向山	444	122	ロ	山林	0.0256 (0.0256)	スギ	63	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
142	山形市大字上宝沢 字向山	1366-2	122	ロ	山林	0.0102 (0.0102)	スギ	75	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
143	山形市大字上宝沢 字向山	1743-1	122	ロ	山林	0.1420 (0.1420)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
144	山形市大字上宝沢 字向山	1750-1	122	ロ	山林	0.0755 (0.0755)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
145	山形市大字上宝沢 字向山	2278-乙	122	ロ	山林	0.0597 (0.0597)	スギ	86	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
146	山形市大字上宝沢 字向山	2280	122	ロ	山林	0.0203 (0.0203)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
147	山形市大字上宝沢 字向山	2289	122	ロ	原野	0.0413 (0.0413)	スギ	18	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-22
148	山形市大字上宝沢 字向山	442	122	ロ	畑	0.0196 (0.0196)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
149	山形市大字上宝沢 字向山	442-1	122	ロ	畑	0.0076 (0.0076)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
150	山形市大字上宝沢 字向山	453	122	ロ	畑	0.0261 (0.0261)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
151	山形市大字上宝沢 字向山	454	122	ロ	畑	0.0284 (0.0284)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
152	山形市大字上宝沢 字向山	455	122	ロ	畑	0.0262 (0.0262)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
153	山形市大字上宝沢 字向山	456	122	ロ	畑	0.0458 (0.0458)	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
154	山形市大字上宝沢 字向山	457	122	ロ	畑	0.1364 (0.1364)	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
155	山形市大字上宝沢 字向山	458	122	ロ	山林	0.0518 (0.0518)	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
156	山形市大字上宝沢 字上向山	460-丙	123	イ	山林	0.0212 (0.0212)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
157	山形市大字上宝沢 字上向山	1207	123	イ	山林	0.0136 (0.0136)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
158	山形市大字上宝沢 字向山	1368	122	ロ	山林	0.0348 (0.0348)	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
159	山形市大字上宝沢字向山	1370	122	ロ	原野	0.0264 (0.0264)	スギ	71	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
160	山形市大字上宝沢字上向山	1538	123	イ	山林	0.0785 (0.0785)	スギ	103	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
161	山形市大字上宝沢字上向山	1634-1	123	イ	山林	0.0459 (0.0459)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
162	山形市大字上宝沢字向山	2262	122	ロ	原野	0.0080 (0.0080)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
163	山形市大字上宝沢字向山	2288	122	ロ	原野	0.0846 (0.0846)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
164	山形市大字上宝沢字向山	2290	122	ロ	原野	0.0692 (0.0692)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
165	山形市大字上宝沢字向山	2291	122	ロ	山林	0.0227 (0.0227)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
166	山形市大字上宝沢字向山	2292	122	ロ	原野	0.0101 (0.0101)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
167	山形市大字上宝沢字上向山	2293	123	イ	原野	0.1493 (0.1493)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
168	山形市大字上宝沢字向山	2294	122	ロ	原野	0.0764 (0.0764)	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
169	山形市大字上宝沢字上向山	2660	123	イ	原野	0.0287 (0.0287)	スギ	96	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-23
170	山形市大字上宝沢字上向山	1187-乙	123	イ	原野	0.0183 (0.0183)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24
171	山形市大字上宝沢字上向山	1187-丙	123	イ	山林	0.0225 (0.0225)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24
172	山形市大字上宝沢字上向山	1191-1	123	イ	山林	0.0045 (0.0045)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24
173	山形市大字上宝沢字上向山	1191-乙	123	イ	山林	0.0280 (0.0280)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24
174	山形市大字上宝沢字上向山	1229	124	イ	畑	0.0961 (0.0961)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24
175	山形市大字上宝沢字上向山	1528	123	イ	原野	0.0545 (0.0545)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24
176	山形市大字上宝沢字上向山	1532	123	イ	山林	0.0012 (0.0012)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
177	山形市大字上宝沢字上向山	1541	123	イ	山林	0.2035 (0.2035)	スギ	74	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24
178	山形市大字上宝沢字上向山	1543	123	イ	山林	0.0442 (0.0442)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24
179	山形市大字上宝沢字上向山	1545	123	イ	山林	0.0180 (0.0180)	スギ	100	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-24
180	山形市大字上宝沢字上向山	1183	123	イ	畑	0.0326 (0.0326)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-25
181	山形市大字上宝沢字向山	416	122	ロ	畑	0.0348 (0.0348)	スギ	100	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
182	山形市大字上宝沢字上向山	1162-乙	123	イ	山林	0.0690 (0.0690)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
183	山形市大字上宝沢字上向山	1190	123	イ	畑	0.0310 (0.0310)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
184	山形市大字上宝沢字上向山	1190-1	123	イ	畑	0.0145 (0.0145)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
185	山形市大字上宝沢字上向山	1190-2	123	イ	山林	0.0228 (0.0228)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
186	山形市大字上宝沢字上向山	1191	123	イ	畑	0.0072 (0.0072)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
187	山形市大字上宝沢字上向山	1192	123	イ	畑	0.0156 (0.0156)	スギ	100	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
188	山形市大字上宝沢字上向山	1192-乙	123	イ	畑	0.0037 (0.0037)	スギ	100	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
189	山形市大字上宝沢字上向山	1193	123	イ	畑	0.0414 (0.0414)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
190	山形市大字上宝沢字上向山	1209	123	イ	山林	0.0327 (0.0327)	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
191	山形市大字上宝沢字上向山	1251	124	イ	山林	0.0240 (0.0240)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
192	山形市大字上宝沢字上向山	1533	123	イ	山林	0.0558 (0.0558)	スギ	86	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
193	山形市大字上宝沢字上向山	1537	123	イ	山林	0.0414 (0.0414)	スギ	74	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
194	山形市大字上宝沢字上向山	1636	123	イ	山林	0.1650 (0.1650)	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
195	山形市大字上宝沢字上向山	1660	124	イ	山林	0.1589 (0.1589)	スギ	39	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
196	山形市大字上宝沢字上向山	2661	123	イ	原野	0.0444 (0.0444)	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
197	山形市大字上宝沢字上向山	2677	124	イ	原野	0.0498 (0.0498)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-26
198	山形市大字上宝沢字向山	328	122	ロ	畑	0.0236 (0.0236)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-27
199	山形市大字上宝沢字山居2号	2788-1	125	イ	原野	0.1990 (0.1990)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-28
200	山形市大字上宝沢字山居2号	2788-2	125	イ	原野	0.0511 (0.0511)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-28
201	山形市大字上宝沢字山居2号	2792	125	イ	原野	0.0672 (0.0672)	スギ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-28
202	山形市大字上宝沢字上向山	1237	123	イ	原野	0.0123 (0.0123)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
203	山形市大字上宝沢字上向山	1238	124	イ	畑	0.0699 (0.0699)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
204	山形市大字上宝沢字上向山	1241	124	イ	畑	0.0271 (0.0271)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
205	山形市大字上宝沢字上向山	1241-乙	124	イ	原野	0.0071 (0.0071)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
206	山形市大字上宝沢字上向山	1241-丙	124	イ	原野	0.0030 (0.0030)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
207	山形市大字上宝沢字上向山	1242	124	イ	畑	0.0748 (0.0748)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
208	山形市大字上宝沢字上向山	1242-乙	124	イ	原野	0.0044 (0.0044)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
209	山形市大字上宝沢字上向山	2649	124	イ	原野	0.0528 (0.0528)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
210	山形市大字上宝沢字上向山	2669	124	イ	原野	0.0039 (0.0039)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
211	山形市大字上宝沢字上向山	2672	124	イ	原野	0.0358 (0.0358)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
212	山形市大字上宝沢字上向山	2673	124	イ	原野	0.0103 (0.0103)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
213	山形市大字上宝沢字上向山	2678	123	イ	原野	0.0147 (0.0147)	スギ	72	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-29
214	山形市大字上宝沢字上向山	1247	124	イ	畑	0.0104 (0.0104)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-30
215	山形市大字上宝沢字上向山	2675	124	イ	原野	0.0152 (0.0152)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-30
216	山形市大字上宝沢字向山	461	122	ロ	畑	0.0132 (0.0132)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-31
217	山形市大字上宝沢字向山	1759	122	ロ	山林	0.1304 (0.1304)	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-31
218	山形市大字上宝沢字向山	1760	122	ロ	山林	0.1318 (0.1318)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-31
219	山形市大字上宝沢字向山	1761	122	ロ	山林	0.0503 (0.0503)	スギ	98	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-31
220	山形市大字上宝沢字上向山	1244	124	イ	畑	0.0344 (0.0344)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-32
221	山形市大字上宝沢字上向山	1245	124	イ	畑	0.0594 (0.0594)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-32
222	山形市大字上宝沢字上向山	1246	124	イ	畑	0.0441 (0.0441)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-32
223	山形市大字上宝沢字上向山	1246-乙	124	イ	原野	0.0061 (0.0061)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-32
224	山形市大字上宝沢字上向山	1658	124	イ	山林	0.0061 (0.0061)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-32
225	山形市大字上宝沢字上向山	2674	124	イ	原野	0.0195 (0.0195)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-32
226	山形市大字上宝沢字向山	410	122	ロ	畑	0.0149 (0.0149)	スギ	75	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-33
227	山形市大字上宝沢字向山	1752	122	ロ	山林	0.0169 (0.0169)	スギ	86	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-33
228	山形市大字上宝沢字向山	2273	122	ロ	原野	0.0258 (0.0258)	スギ	103	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-33
229	山形市大字上宝沢字向山	2273-乙	122	ロ	畑	0.0396 (0.0396)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-33
230	山形市大字上宝沢字上向山	1162	123	イ	原野	0.1118 (0.1118)	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-34

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
231	山形市大字上宝沢字上向山	1249	124	イ	畑	0.0201 (0.0201)	スギ	52	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-34
232	山形市大字上宝沢字上向山	1249-乙	124	イ	山林	0.0680 (0.0680)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-34
233	山形市大字上宝沢字上向山	1501-1	124	イ	山林	0.0274 (0.0274)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-34
234	山形市大字上宝沢字上向山	1501-2	124	イ	山林	0.1315 (0.1315)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-34
235	山形市大字上宝沢字上向山	2668	124	イ	原野	0.0067 (0.0067)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-34
236	山形市大字上宝沢字上向山	1608	123	イ	山林	0.1535 (0.1535)	スギ	70	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-35
237	山形市大字上宝沢字向山	1755	122	ロ	山林	0.1252 (0.1252)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-35
238	山形市大字上宝沢字上向山	1163-1	123	イ	原野	0.0679 (0.0679)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
239	山形市大字上宝沢字上向山	1226-乙	124	イ	畑	0.0614 (0.0614)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
240	山形市大字上宝沢字上向山	1233	123	イ	畑	0.0080 (0.0080)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
241	山形市大字上宝沢字上向山	1233-乙	123	イ	原野	0.0508 (0.0508)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
242	山形市大字上宝沢字上向山	1243	124	イ	畑	0.0646 (0.0646)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
243	山形市大字上宝沢字上向山	1248	124	イ	畑	0.0205 (0.0205)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
244	山形市大字上宝沢字上向山	1250-乙	124	イ	原野	0.0191 (0.0191)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
245	山形市大字上宝沢字上向山	1252	124	イ	山林	0.0421 (0.0421)	スギ	74	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
246	山形市大字上宝沢字上向山	2676	124	イ	原野	0.0058 (0.0058)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
247	山形市大字上宝沢字上向山	933-6	124	イ	畑	0.0319 (0.0319)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36
248	山形市大字上宝沢字上向山	933-8	124	イ	原野	0.0167 (0.0167)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-36

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
249	山形市大字上宝沢字向山	385	122	口	畑	0.0829 (0.0829)	スギ	50	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-37
250	山形市大字上宝沢字向山	404	122	口	畑	0.0129 (0.0129)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-37
251	山形市大字上宝沢字向山	404-乙	122	口	原野	0.0071 (0.0071)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-37
252	山形市大字上宝沢字向山	1369	122	口	山林	0.0436 (0.0436)	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-37
253	山形市大字上宝沢字向山	1369-1	122	口	山林	0.0380 (0.0380)	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-37
254	山形市大字上宝沢字向山	1765	122	口	山林	0.0679 (0.0679)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-37
255	山形市大字上宝沢字向山	2268	122	口	原野	0.0134 (0.0134)	スギ	50	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-37
256	山形市大字上宝沢字向山	2269	122	口	原野	0.0341 (0.0341)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-37
257	山形市大字上宝沢字上向山	1205	123	イ	山林	0.0232 (0.0232)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
258	山形市大字上宝沢字上向山	1206	123	イ	山林	0.0288 (0.0288)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
259	山形市大字上宝沢字上向山	1208	123	イ	山林	0.0900 (0.0900)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
260	山形市大字上宝沢字上向山	1210	123	イ	山林	0.0445 (0.0445)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
261	山形市大字上宝沢字上向山	1210-乙	123	イ	山林	0.0147 (0.0147)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
262	山形市大字上宝沢字上向山	1210-丙	123	イ	山林	0.0223 (0.0223)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
263	山形市大字上宝沢字上向山	1214	123	イ	山林	0.0115 (0.0115)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
264	山形市大字上宝沢字上向山	1214-丙	123	イ	山林	0.0428 (0.0428)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
265	山形市大字上宝沢字上向山	1539	123	イ	原野	0.2264 (0.2264)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
266	山形市大字上宝沢字上向山	1635-1	123	イ	山林	0.1506 (0.1506)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
267	山形市大字上宝沢字上向山	1637-2	123	イ	山林	0.0207 (0.0207)	スギ	61	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
268	山形市大字上宝沢字上向山	2657	123	イ	原野	0.0437 (0.0437)	スギ	61	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
269	山形市大字上宝沢字上向山	2658	123	イ	原野	0.0856 (0.0856)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
270	山形市大字上宝沢字上向山	2659	123	イ	山林	0.0142 (0.0142)	スギ	71	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
271	山形市大字上宝沢字上向山	2662	123	イ	原野	0.0113 (0.0113)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-38
272	山形市大字上宝沢字向山	319-1	122	ロ	畑	0.0015 (0.0015)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-39
273	山形市大字上宝沢字向山	319-2	122	ロ	畑	0.0039 (0.0039)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-39
274	山形市大字上宝沢字向山	2259-1	122	ロ	原野	0.0103 (0.0103)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-39
275	山形市大字上宝沢字上向山	933-5	124	イ	畑	0.0493 (0.0493)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-40
276	山形市大字上宝沢字上向山	933-7	124	イ	原野	0.0079 (0.0079)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-40
277	山形市大字上宝沢字山居	1151	125	イ	畑	0.0074 (0.0074)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-40
278	山形市大字上宝沢字向山	2266	122	ロ	原野	0.0162 (0.0162)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-40
279	山形市大字上宝沢字山居	2634	125	イ	山林	0.1384 (0.1384)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-40
280	山形市大字上宝沢字向山	411	122	ロ	畑	0.0235 (0.0235)	スギ	75	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-41
281	山形市大字上宝沢字上向山	1215	123	イ	山林	0.0154 (0.0154)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-41
282	山形市大字上宝沢字上向山	1215-1	123	イ	山林	0.0099 (0.0099)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-41
283	山形市大字上宝沢字上向山	1638	123	イ	山林	0.0346 (0.0346)	スギ	60	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-41
284	山形市大字上宝沢字向山	1790	122	ロ	山林	0.1720 (0.1720)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-41

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
285	山形市大字上宝沢字向山	2272	122	ロ	原野	0.0944 (0.0944)	スギ	91	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-41
286	山形市大字上宝沢字上向山	2663	123	イ	原野	0.0053 (0.0053)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-41
287	山形市大字上宝沢字向山	1790-1	123	イ	山林	0.0461 (0.0461)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-41
288	山形市大字上宝沢字向山	2260	122	ロ	原野	0.0409 (0.0409)	スギ	59	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-42
289	山形市大字上宝沢字向山	2287	122	ロ	原野	0.0063 (0.0063)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-42
290	山形市大字上宝沢字向山	321	122	ロ	山林	0.0268 (0.0268)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-42
291	山形市大字上宝沢字向山	437	122	ロ	山林	0.0407 (0.0407)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-42
292	山形市大字上宝沢字向山	449	122	ロ	山林	0.0491 (0.0491)	スギ	25	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-42
293	山形市大字上宝沢字上向山	1216-乙	123	イ	山林	0.0353 (0.0353)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
294	山形市大字上宝沢字上向山	1216-丙	123	イ	山林	0.0481 (0.0481)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
295	山形市大字上宝沢字上向山	1222-乙	123	イ	山林	0.0374 (0.0374)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
296	山形市大字上宝沢字向山	1363	122	ロ	原野	0.0706 (0.0706)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
297	山形市大字上宝沢字向山	1365-1	122	ロ	山林	0.0184 (0.0184)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
298	山形市大字上宝沢字上向山	1652	123	イ	山林	0.0732 (0.0732)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
299	山形市大字上宝沢字向山	1756-1	122	ロ	山林	1.4158 (1.4158)	スギ	53	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
300	山形市大字上宝沢字向山	1757	122	ロ	山林	0.0569 (0.0569)	スギ	26	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
301	山形市大字上宝沢字向山	1763	122	ロ	山林	0.0455 (0.0455)	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
302	山形市大字上宝沢字向山	1764	122	ロ	山林	0.0061 (0.0061)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
303	山形市大字上宝沢字向山	2272-乙	122	口	原野	0.0290 (0.0290)	スギ	73	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
304	山形市大字上宝沢字上向山	2274	122	口	原野	0.0743 (0.0743)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
305	山形市大字上宝沢字向山	2664	123	イ	原野	0.1129 (0.1129)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
306	山形市大字上宝沢字上向山	1216	123	イ	畑	0.0139 (0.0139)	スギ	68	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
307	山形市大字上宝沢字向山	320	122	口	畑	0.0214 (0.0214)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
308	山形市大字上宝沢字向山	411-乙	122	口	畑	0.0135 (0.0135)	スギ	26	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
309	山形市大字上宝沢字向山	412	122	口	畑	0.1178 (0.1178)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-43
310	山形市大字上宝沢字向山	380	122	口	畑	0.0184 (0.0184)	スギ	25	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-44
311	山形市大字上宝沢字向山	420	122	口	畑	0.0413 (0.0413)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-44
312	山形市大字上宝沢字向山	1751	122	口	山林	0.0649 (0.0649)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-44
313	山形市大字上宝沢字向山	2284	122	口	原野	0.0417 (0.0417)	スギ	72	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-44
314	山形市大字上宝沢字上向山	2605	123	イ	原野	0.0812 (0.0812)	スギ	74	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-44
315	山形市大字上宝沢字向山	1762	122	口	山林	0.0920 (0.0920)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-45
316	山形市大字上宝沢字向山	1744-1	122	口	山林	0.0766 (0.0766)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-45
317	山形市大字上宝沢字向山	1367	122	口	原野	0.0399 (0.0399)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-45
318	山形市大字上宝沢字向山	1366	122	口	山林	0.0302 (0.0302)	スギ	75	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-45
319	山形市大字上宝沢字向山	1366-1	122	口	原野	0.0334 (0.0334)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-45
320	山形市大字上宝沢字向山	415-乙	122	口	原野	0.0305 (0.0305)	スギ	88	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-45

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
321	山形市大字上宝沢字向山	410-乙	122	ロ	原野	0.0233 (0.0233)	スギ	73	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-45
322	山形市大字上宝沢字向山	337-丙	122	ロ	山林	0.0128 (0.0128)	スギ	86	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-45
323	山形市大字上宝沢字向山	329-乙	122	ロ	原野	0.0134 (0.0134)	スギ	52	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-45
324	山形市大字上宝沢字山居	1152	125	イ	山林	0.0872 (0.0872)	スギ	56	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
325	山形市大字上宝沢字上向山	1174	123	イ	畑	0.0917 (0.0917)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
326	山形市大字上宝沢字上向山	1175	123	イ	山林	0.0669 (0.0669)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
327	山形市大字上宝沢字上向山	1176	123	イ	畑	0.0530 (0.0530)	スギ	45	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
328	山形市大字上宝沢字上向山	1177-丙	123	イ	原野	0.0007 (0.0007)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
329	山形市大字上宝沢字上向山	1178	123	イ	畑	0.0452 (0.0452)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
330	山形市大字上宝沢字上向山	1178-乙	123	イ	畑	0.0157 (0.0157)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
331	山形市大字上宝沢字上向山	1178-己	123	イ	原野	0.0191 (0.0191)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
332	山形市大字上宝沢字上向山	1178-丁	123	イ	原野	0.0333 (0.0333)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
333	山形市大字上宝沢字上向山	1179	123	イ	畑	0.0936 (0.0936)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
334	山形市大字上宝沢字上向山	1180	123	イ	畑	0.0743 (0.0743)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
335	山形市大字上宝沢字上向山	1180-乙	123	イ	畑	0.0051 (0.0051)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
336	山形市大字上宝沢字上向山	1180-丁	123	イ	原野	0.0037 (0.0037)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
337	山形市大字上宝沢字上向山	1181	123	イ	畑	0.0094 (0.0094)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
338	山形市大字上宝沢字上向山	1181-乙	123	イ	原野	0.0094 (0.0094)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金額（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
339	山形市大字上宝沢字上向山	1182	123	イ	畑	0.0318 (0.0318)	スギ	63	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
340	山形市大字上宝沢字上向山	1182-乙	123	イ	原野	0.0046 (0.0046)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
341	山形市大字上宝沢字上向山	1182-丙	123	イ	原野	0.0151 (0.0151)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
342	山形市大字上宝沢字上向山	1183-戊	123	イ	山林	0.0290 (0.0290)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
343	山形市大字上宝沢字上向山	1184	123	イ	畑	0.0184 (0.0184)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
344	山形市大字上宝沢字上向山	1188-乙	123	イ	畑	0.0060 (0.0060)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
345	山形市大字上宝沢字上向山	1194	123	イ	畑	0.0147 (0.0147)	スギ	74	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
346	山形市大字上宝沢字上向山	1194-乙	123	イ	原野	0.0151 (0.0151)	スギ	74	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
347	山形市大字上宝沢字上向山	1217	123	イ	畑	0.0351 (0.0351)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
348	山形市大字上宝沢字上向山	1218	123	イ	畑	0.0056 (0.0056)	スギ	73	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
349	山形市大字上宝沢字上向山	1244-乙	124	イ	原野	0.0160 (0.0160)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
350	山形市大字上宝沢字上向山	1525-丁	123	イ	山林	0.0874 (0.0874)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
351	山形市大字上宝沢字上向山	1526	123	イ	畑	0.0233 (0.0233)	スギ	45	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
352	山形市大字上宝沢字上向山	1527	123	イ	原野	0.0267 (0.0267)	スギ	45	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
353	山形市大字上宝沢字上向山	1529	123	イ	原野	0.0234 (0.0234)	スギ	46	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
354	山形市大字上宝沢字上向山	1531	123	イ	原野	0.0385 (0.0385)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
355	山形市大字上宝沢字上向山	1535	123	イ	山林	0.1092 (0.1092)	スギ	100	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
356	山形市大字上宝沢字上向山	1536	123	イ	山林	0.0705 (0.0705)	スギ	74	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の初期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権設定面積ha（内、経営管理実施権設定面積）	現況樹種	現況林齢						
357	山形市大字上宝沢字上向山	1540-乙	123	イ	山林	0.0238 (0.0238)	スギ	63	公告した日	15年 (2038.3.31)	別添1の③参照	別添2の③参照	—	集2-46
358	山形市大字上宝沢字上向山	1540-丙	123	イ	山林	0.0174 (0.0174)	スギ	95	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
359	山形市大字上宝沢字上向山	1542	123	イ	山林	0.0614 (0.0614)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
360	山形市大字上宝沢字上向山	1542-乙	123	イ	原野	0.0680 (0.0680)	スギ	76	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
361	山形市大字上宝沢字上向山	1544	123	イ	山林	0.0060 (0.0060)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
362	山形市大字上宝沢字上向山	1612	123	イ	山林	0.3091 (0.3091)	スギ	83	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
363	山形市大字上宝沢字上向山	1624	123	イ	山林	0.1751 (0.1751)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
364	山形市大字上宝沢字上向山	1625	123	イ	山林	0.1119 (0.1119)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
365	山形市大字上宝沢字上向山	1626	123	イ	山林	0.0862 (0.0862)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
366	山形市大字上宝沢字上向山	1627	123	イ	山林	0.1190 (0.1190)	スギ	63	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
367	山形市大字上宝沢字上向山	1659	124	イ	山林	0.1377 (0.1377)	スギ	74	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
368	山形市大字上宝沢字山居	1677	125	イ	山林	0.1830 (0.1830)	スギ	57	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
369	山形市大字上宝沢字上向山	2636	123	イ	畑	0.0272 (0.0272)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
370	山形市大字上宝沢字上向山	2637	123	イ	原野	0.0200 (0.0200)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
371	山形市大字上宝沢字上向山	2637-1	123	イ	畑	0.0286 (0.0286)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
372	山形市大字上宝沢字上向山	2639	123	イ	原野	0.0647 (0.0647)	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
373	山形市大字上宝沢字上向山	2640	123	イ	原野	0.0498 (0.0498)	スギ	48	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46
374	山形市大字上宝沢字上向山	2665	123	イ	原野	0.0228 (0.0228)	スギ	47	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集2-46

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
1	山形市大字上宝沢 字山居	938-2	125	い	畑	0.0377 (0.0377)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-1
2	山形市大字上宝沢 字上向山	1161-乙	123	い	畑	0.0127 (0.0127)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-2
3	山形市大字上宝沢 字上向山	1234	123	い	畑	0.0116 (0.0116)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-4
4	山形市大字上宝沢 字上向山	1234-乙	123	い	原野	0.0013 (0.0013)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-4
5	山形市大字上宝沢 字上向山	1235	123	い	畑	0.0153 (0.0153)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-4
6	山形市大字上宝沢 字上向山	1548	124	い	山林	0.0614 (0.0614)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-5
7	山形市大字上宝沢 字上向山	1550	124	い	山林	0.0212 (0.0212)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-5
8	山形市大字上宝沢 字上向山	1647	123	い	山林	0.0102 (0.0102)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-5
9	山形市大字上宝沢 字上向山	1661	123	い	山林	1.6160 (1.6160)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-5
10	山形市大字上宝沢 字上向山	1661-1	123	い	山林	0.0202 (0.0202)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-5
11	山形市大字上宝沢 字上向山	1662	123	い	保安林	0.0006 (0.0006)	スギ	61			別添3の①参照	—	集2-5
12	山形市大字上宝沢 字上向山	2681	123	い	原野	0.0254 (0.0254)	スギ	61			別添3の①参照	—	集2-5
13	山形市大字上宝沢 字山居	935-1	125	い	保安林	0.1122 (0.1122)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-6
14	山形市大字上宝沢 字山居	935-2	125	い	保安林	0.0039 (0.0039)	スギ	57			別添3の①参照	—	集2-6
15	山形市大字上宝沢 字山居	1135	125	い	保安林	0.0347 (0.0347)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-6
16	山形市大字上宝沢 字上向山	1188	123	い	畑	0.0449 (0.0449)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-6
17	山形市大字上宝沢 字上向山	1189	123	い	原野	0.0064 (0.0064)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-6
18	山形市大字上宝沢 字上向山	1212-乙	123	い	山林	0.0217 (0.0217)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-6
19	山形市大字上宝沢 字上向山	1230	124	い	畑	0.0291 (0.0291)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-6
20	山形市大字上宝沢 字上向山	1232	123	い	畑	0.0322 (0.0322)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-6
21	山形市大字上宝沢 字上向山	1232-乙	123	い	原野	0.0062 (0.0062)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-6
22	山形市大字上宝沢 字上向山	1240	124	い	畑	0.0427 (0.0427)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-6
23	山形市大字上宝沢 字上向山	1240-乙	124	い	原野	0.0116 (0.0116)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-6

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
24	山形市大字上宝沢 字山居	1515	125	い	保安林	0.3097 (0.3097)	スギ	103			別添3の①参照	—	集2-6
25	山形市大字上宝沢 字上向山	1534	123	い	山林	0.0812 (0.0812)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-6
26	山形市大字上宝沢 字上向山	1540	123	い	山林	0.0321 (0.0321)	スギ	95			別添3の①参照	—	集2-6
27	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-1	123	い	山林	0.0068 (0.0068)	スギ	95			別添3の①参照	—	集2-6
28	山形市大字上宝沢 字上向山	1541-乙	123	い	山林	0.0401 (0.0401)	スギ	98			別添3の①参照	—	集2-6
29	山形市大字上宝沢 字上向山	1546	123	い	山林	0.1865 (0.1865)	スギ	98			別添3の①参照	—	集2-6
30	山形市大字上宝沢 字上向山	1546-1	123	い	原野	0.0006 (0.0006)	スギ	76			別添3の①参照	—	集2-6
31	山形市大字上宝沢 字上向山	1628	123	い	山林	0.0839 (0.0839)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-6
32	山形市大字上宝沢 字山居	2624	125	い	保安林	0.0149 (0.0149)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-6
33	山形市大字上宝沢 字上向山	2645	123	い	原野	0.0227 (0.0227)	スギ	76			別添3の①参照	—	集2-6
34	山形市大字上宝沢 字上向山	2646	123	い	原野	0.0088 (0.0088)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-6
35	山形市大字上宝沢 字向山	376	122	ろ	山林	0.0014 (0.0014)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-8
36	山形市大字上宝沢 字向山	409	122	ろ	山林	0.1663 (0.1663)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-8
37	山形市大字上宝沢 字向山	417	122	ろ	山林	0.0295 (0.0295)	スギ	98			別添3の①参照	—	集2-8
38	山形市大字上宝沢 字向山	418-乙	122	ろ	山林	0.0054 (0.0054)	スギ	103			別添3の①参照	—	集2-8
39	山形市大字上宝沢 字向山	2271	122	ろ	原野	0.0499 (0.0499)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-8
40	山形市大字上宝沢 字向山	2277-1	122	ろ	原野	0.0147 (0.0147)	スギ	113			別添3の①参照	—	集2-8
41	山形市大字上宝沢 字向山	408	122	ろ	畑	0.0073 (0.0073)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-9
42	山形市大字上宝沢 字上向山	1534-乙	123	い	原野	0.0184 (0.0184)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-9
43	山形市大字上宝沢 字上向山	1547	123	い	山林	0.1384 (0.1384)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-9
44	山形市大字上宝沢 字中宿	111-丁	122	ロ	山林	0.0208 (0.0208)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-10
45	山形市大字上宝沢 字山居	1136	125	イ	保安林	0.012 (0.012)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-10
46	山形市大字上宝沢 字毛倉平	1137	125	イ	保安林	0.0472 (0.0472)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-10

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
47	山形市大字上宝沢 字毛倉平	1137-1	125	イ	保安林	0.0272 (0.0272)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-10
48	山形市大字上宝沢 字山居	1137-1-乙	125	イ	保安林	0.0045 (0.0045)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-10
49	山形市大字上宝沢 字山居	1137-乙	125	イ	保安林	0.0413 (0.0413)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-10
50	山形市大字上宝沢 字山居	1138	125	イ	山林	0.013 (0.013)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-10
51	山形市大字上宝沢 字向山	1362	122	ロ	山林	0.0076 (0.0971)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-10
52	山形市大字上宝沢 字向山	1367-1	122	ロ	山林	0.0437 (0.0437)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-10
53	山形市大字上宝沢 字山居	1516	125	イ	保安林	0.0315 (0.0315)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-10
54	山形市大字上宝沢 字山居	1520	125	イ	保安林	0.0884 (0.0884)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-10
55	山形市大字上宝沢 字山居	1668	125	イ	保安林	0.4571 (0.4571)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-10
56	山形市大字上宝沢 字山居	1668-1	125	イ	保安林	0.0438 (0.0438)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-10
57	山形市大字上宝沢 字山居	1668-3	125	イ	保安林	0.0587 (0.0587)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-10
58	山形市大字上宝沢 字山居	1669	125	イ	保安林	0.1571 (0.1571)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-10
59	山形市大字上宝沢 字向山	1758	122	ロ	山林	0.2269 (0.2269)	スギ	26			別添3の①参照	—	集2-10
60	山形市大字上宝沢 字向山	2275	122	ロ	原野	0.0707 (0.0707)	スギ	61			別添3の①参照	—	集2-10
61	山形市大字上宝沢 字向山	407-乙	122	ロ	原野	0.0152 (0.0152)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-10
62	山形市大字上宝沢 字向山	407	122	ロ	山林	0.0131 (0.0131)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-10
63	山形市大字上宝沢 字向山	413	122	ロ	原野	0.0102 (0.0102)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-10
64	山形市大字上宝沢 字向山	415	122	ロ	山林	0.0335 (0.0335)	スギ	108			別添3の①参照	—	集2-10
65	山形市大字上宝沢 字山居	936-2	125	イ	保安林	0.0576 (0.0576)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-10
66	山形市大字上宝沢 字山居	936-3	125	イ	保安林	0.0462 (0.0462)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-10
67	山形市大字上宝沢 字山居	937-1	125	イ	山林	0.0623 (0.0623)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-10
68	山形市大字上宝沢 字向山	2277-2	122	ロ	原野	0.0853 (0.0853)	スギ	86			別添3の①参照	—	集2-10
69	山形市大字上宝沢 字山居	2625	125	イ	保安林	0.0037 (0.0037)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-10

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
70	山形市大字上宝沢 字山居	2625-乙	125	イ	保安林	0.3662 (0.3662)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-10
71	山形市大字上宝沢 字山居	2626	125	イ	原野	0.0018 (0.0018)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-10
72	山形市大字下宝沢 字伊勢鉢	932-1	123	イ	原野	0.0176 (0.0176)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-11
73	山形市大字上宝沢 字上向山	932-7	124	イ	山林	0.0266 (0.0266)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-11
74	山形市大字上宝沢 字上向山	932-8	124	イ	原野	0.0169 (0.0169)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-11
75	山形市大字上宝沢 字山居	934-1	125	イ	山林	0.0165 (0.0165)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-11
76	山形市大字上宝沢 字上向山	1006-1	123	イ	山林	0.0207 (0.0207)	スギ	90			別添3の①参照	—	集2-11
77	山形市大字上宝沢 字上向山	1173	123	イ	山林	0.0877 (0.0877)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-11
78	山形市大字上宝沢 字上向山	1185	123	イ	山林	0.0205 (0.0205)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-11
79	山形市大字上宝沢 字上向山	1186	123	イ	山林	0.0279 (0.0279)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-11
80	山形市大字上宝沢 字上向山	1187	123	イ	山林	0.0100 (0.0100)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-11
81	山形市大字上宝沢 字上向山	1223	124	イ	山林	0.0022 (0.0022)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-11
82	山形市大字上宝沢 字上向山	1224	124	イ	山林	0.0275 (0.0275)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-11
83	山形市大字上宝沢 字上向山	1225	124	イ	山林	0.0671 (0.0671)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-11
84	山形市大字上宝沢 字上向山	1225-乙	124	イ	原野	0.0577 (0.0577)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-11
85	山形市大字上宝沢 字上向山	1226	124	イ	山林	0.0662 (0.0662)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-11
86	山形市大字上宝沢 字上向山	1227	124	イ	山林	0.0250 (0.0250)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-11
87	山形市大字上宝沢 字上向山	1228	124	イ	山林	0.0381 (0.0381)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-11
88	山形市大字上宝沢 字上向山	1247-丙	124	イ	山林	0.0097 (0.0097)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-11
89	山形市大字上宝沢 字上向山	1250	124	イ	山林	0.0444 (0.0444)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-11
90	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-乙	123	イ	原野	0.0131 (0.0131)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-11
91	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-1	123	イ	山林	0.0134 (0.0134)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-11
92	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-4	123	イ	山林	0.1420 (0.1420)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-11

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
93	山形市大字上宝沢 字上向山	2635	123	イ	原野	0.0098 (0.0098)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-11
94	山形市大字上宝沢 字上向山	2635-乙	123	イ	山林	0.0049 (0.0049)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-11
95	山形市大字上宝沢 字上向山	1177	123	イ	畑	0.0677 (0.0677)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-12
96	山形市大字上宝沢 字上向山	1177-乙	123	イ	原野	0.0082 (0.0082)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-12
97	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-丙	123	イ	原野	0.0509 (0.0509)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-12
98	山形市大字上宝沢 字上向山	1198	123	イ	畑	0.0122 (0.0122)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-12
99	山形市大字上宝沢 字上向山	1198-乙	123	イ	山林	0.0240 (0.0240)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-12
100	山形市大字上宝沢 字上向山	1199	123	イ	畑	0.0313 (0.0313)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-12
101	山形市大字上宝沢 字上向山	1200	123	イ	畑	0.0408 (0.0408)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-12
102	山形市大字上宝沢 字上向山	1200-乙	123	イ	山林	0.0146 (0.0146)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-12
103	山形市大字上宝沢 字上向山	1201	123	イ	畑	0.0224 (0.0224)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-12
104	山形市大字上宝沢 字上向山	1202	123	イ	畑	0.0168 (0.0168)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-12
105	山形市大字上宝沢 字上向山	1204	123	イ	山林	0.0234 (0.0234)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-12
106	山形市大字上宝沢 字上向山	1211	123	イ	畑	0.0348 (0.0348)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-12
107	山形市大字上宝沢 字上向山	2638	123	イ	山林	0.0389 (0.0389)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-12
108	山形市大字上宝沢 字上向山	459	123	イ	原野	0.0295 (0.0295)	スギ	59			別添3の①参照	—	集2-13
109	山形市大字上宝沢 字上向山	460	123	イ	原野	0.1179 (0.1179)	スギ	59			別添3の①参照	—	集2-13
110	山形市大字上宝沢 字上向山	460-乙	123	イ	原野	0.0947 (0.0947)	スギ	59			別添3の①参照	—	集2-13
111	山形市大字上宝沢 字上向山	1173-乙	123	イ	畑	0.0099 (0.0099)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-13
112	山形市大字上宝沢 字上向山	1525	123	イ	原野	0.1437 (0.1437)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-13
113	山形市大字上宝沢 字上向山	1609	123	イ	山林	0.1261 (0.1261)	スギ	70			別添3の①参照	—	集2-13
114	山形市大字上宝沢 字上向山	1610	123	イ	山林	0.1236 (0.1236)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-13
115	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-3	123	イ	山林	0.2062 (0.2062)	スギ	70			別添3の①参照	—	集2-13

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
116	山形市大字上宝沢 字上向山	1666	124	イ	保安林	0.9186 (0.9186)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-13
117	山形市大字上宝沢 字向山	440	122	ロ	畑	0.0043 (0.0043)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-14
118	山形市大字上宝沢 字向山	379	122	ロ	畑	0.0194 (0.0194)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-15
119	山形市大字上宝沢 字向山	452	122	ロ	畑	0.0328 (0.0328)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-15
120	山形市大字上宝沢 字向山	2296	122	ロ	山林	0.0244 (0.0244)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-15
121	山形市大字上宝沢 字向山	405	122	ロ	畑	0.0254 (0.0254)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-15
122	山形市大字上宝沢 字向山	405-乙	122	ロ	山林	0.0097 (0.0097)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-15
123	山形市大字上宝沢 字向山	401-乙	122	ロ	山林	0.0202 (0.0202)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-16
124	山形市大字上宝沢 字向山	414	122	ロ	原野	0.0228 (0.0228)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-16
125	山形市大字上宝沢 字向山	418	122	ロ	畑	0.0173 (0.0173)	スギ	98			別添3の①参照	—	集2-16
126	山形市大字上宝沢 字向山	419-乙	122	ロ	畑	0.0159 (0.0159)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-16
127	山形市大字上宝沢 字向山	419-丙	122	ロ	原野	0.0260 (0.0260)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-16
128	山形市大字上宝沢 字向山	434	122	ロ	畑	0.0102 (0.0102)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-16
129	山形市大字上宝沢 字向山	1365	122	ロ	原野	0.1032 (0.1032)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-16
130	山形市大字上宝沢 字上向山	1551	124	イ	山林	0.0987 (0.0987)	スギ	35			別添3の①参照	—	集2-16
131	山形市大字上宝沢 字上向山	1665	124	イ	保安林	0.7721 (0.7721)	スギ	37			別添3の①参照	—	集2-16
132	山形市大字上宝沢 字向山	2276	122	ロ	原野	0.0542 (0.0542)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-16
133	山形市大字上宝沢 字上向山	2682	124	イ	原野	0.2369 (0.2369)	スギ	35			別添3の①参照	—	集2-16
134	山形市大字上宝沢 字向山	2308	122	ロ	原野	0.0011 (0.0011)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-17
135	山形市大字上宝沢 字山居2号	2781-1	125	イ	原野	0.0422 (0.0422)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-19
136	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-戊	123	イ	原野	0.0223 (0.0223)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-20
137	山形市大字上宝沢 字向山	378	122	ロ	山林	0.0378 (0.0378)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-22
138	山形市大字上宝沢 字向山	381	122	ロ	山林	0.0041 (0.0041)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-22

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
139	山形市大字上宝沢 字向山	419	122	口	山林	0.0443 (0.0443)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-22
140	山形市大字上宝沢 字向山	419-丁	122	口	原野	0.0062 (0.0062)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-22
141	山形市大字上宝沢 字向山	444	122	口	山林	0.0256 (0.0256)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-22
142	山形市大字上宝沢 字向山	1366-2	122	口	山林	0.0102 (0.0102)	スギ	75			別添3の①参照	—	集2-22
143	山形市大字上宝沢 字向山	1743-1	122	口	山林	0.1420 (0.1420)	スギ	95			別添3の①参照	—	集2-22
144	山形市大字上宝沢 字向山	1750-1	122	口	山林	0.0755 (0.0755)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-22
145	山形市大字上宝沢 字向山	2278-乙	122	口	山林	0.0597 (0.0597)	スギ	86			別添3の①参照	—	集2-22
146	山形市大字上宝沢 字向山	2280	122	口	山林	0.0203 (0.0203)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-22
147	山形市大字上宝沢 字向山	2289	122	口	原野	0.0413 (0.0413)	スギ	18			別添3の①参照	—	集2-22
148	山形市大字上宝沢 字向山	442	122	口	畑	0.0196 (0.0196)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-23
149	山形市大字上宝沢 字向山	442-1	122	口	畑	0.0076 (0.0076)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-23
150	山形市大字上宝沢 字向山	453	122	口	畑	0.0261 (0.0261)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-23
151	山形市大字上宝沢 字向山	454	122	口	畑	0.0284 (0.0284)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-23
152	山形市大字上宝沢 字向山	455	122	口	畑	0.0262 (0.0262)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-23
153	山形市大字上宝沢 字向山	456	122	口	畑	0.0458 (0.0458)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-23
154	山形市大字上宝沢 字向山	457	122	口	畑	0.1364 (0.1364)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-23
155	山形市大字上宝沢 字向山	458	122	口	山林	0.0518 (0.0518)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-23
156	山形市大字上宝沢 字上向山	460-丙	123	イ	山林	0.0212 (0.0212)	スギ	59			別添3の①参照	—	集2-23
157	山形市大字上宝沢 字上向山	1207	123	イ	山林	0.0136 (0.0136)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-23
158	山形市大字上宝沢 字向山	1368	122	口	山林	0.0348 (0.0348)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-23
159	山形市大字上宝沢 字向山	1370	122	口	原野	0.0264 (0.0264)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-23
160	山形市大字上宝沢 字上向山	1538	123	イ	山林	0.0785 (0.0785)	スギ	103			別添3の①参照	—	集2-23
161	山形市大字上宝沢 字上向山	1634-1	123	イ	山林	0.0459 (0.0459)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-23

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
162	山形市大字上宝沢 字向山	2262	122	ロ	原野	0.0080 (0.0080)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-23
163	山形市大字上宝沢 字向山	2288	122	ロ	原野	0.0846 (0.0846)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-23
164	山形市大字上宝沢 字向山	2290	122	ロ	原野	0.0692 (0.0692)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-23
165	山形市大字上宝沢 字向山	2291	122	ロ	山林	0.0227 (0.0227)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-23
166	山形市大字上宝沢 字向山	2292	122	ロ	原野	0.0101 (0.0101)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-23
167	山形市大字上宝沢 字上向山	2293	123	イ	原野	0.1493 (0.1493)	スギ	98			別添3の①参照	—	集2-23
168	山形市大字上宝沢 字向山	2294	122	ロ	原野	0.0764 (0.0764)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-23
169	山形市大字上宝沢 字上向山	2660	123	イ	原野	0.0287 (0.0287)	スギ	96			別添3の①参照	—	集2-23
170	山形市大字上宝沢 字上向山	1187-乙	123	イ	原野	0.0183 (0.0183)	スギ	95			別添3の①参照	—	集2-24
171	山形市大字上宝沢 字上向山	1187-丙	123	イ	山林	0.0225 (0.0225)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-24
172	山形市大字上宝沢 字上向山	1191-1	123	イ	山林	0.0045 (0.0045)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-24
173	山形市大字上宝沢 字上向山	1191-乙	123	イ	山林	0.0280 (0.0280)	スギ	95			別添3の①参照	—	集2-24
174	山形市大字上宝沢 字上向山	1229	124	イ	畑	0.0961 (0.0961)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-24
175	山形市大字上宝沢 字上向山	1528	123	イ	原野	0.0545 (0.0545)	スギ	76			別添3の①参照	—	集2-24
176	山形市大字上宝沢 字上向山	1532	123	イ	山林	0.0012 (0.0012)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-24
177	山形市大字上宝沢 字上向山	1541	123	イ	山林	0.2035 (0.2035)	スギ	74			別添3の①参照	—	集2-24
178	山形市大字上宝沢 字上向山	1543	123	イ	山林	0.0442 (0.0442)	スギ	98			別添3の①参照	—	集2-24
179	山形市大字上宝沢 字上向山	1545	123	イ	山林	0.0180 (0.0180)	スギ	100			別添3の①参照	—	集2-24
180	山形市大字上宝沢 字上向山	1183	123	イ	畑	0.0326 (0.0326)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-25
181	山形市大字上宝沢 字向山	416	122	ロ	畑	0.0348 (0.0348)	スギ	100			別添3の①参照	—	集2-26
182	山形市大字上宝沢 字上向山	1162-乙	123	イ	山林	0.0690 (0.0690)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-26
183	山形市大字上宝沢 字上向山	1190	123	イ	畑	0.0310 (0.0310)	スギ	76			別添3の①参照	—	集2-26
184	山形市大字上宝沢 字上向山	1190-1	123	イ	畑	0.0145 (0.0145)	スギ	76			別添3の①参照	—	集2-26

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積 ^{ha} (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
185	山形市大字上宝沢 字上向山	1190-2	123	イ	山林	0.0228 (0.0228)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-26
186	山形市大字上宝沢 字上向山	1191	123	イ	畑	0.0072 (0.0072)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-26
187	山形市大字上宝沢 字上向山	1192	123	イ	畑	0.0156 (0.0156)	スギ	100			別添3の①参照	—	集2-26
188	山形市大字上宝沢 字上向山	1192-乙	123	イ	畑	0.0037 (0.0037)	スギ	100			別添3の①参照	—	集2-26
189	山形市大字上宝沢 字上向山	1193	123	イ	畑	0.0414 (0.0414)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-26
190	山形市大字上宝沢 字上向山	1209	123	イ	山林	0.0327 (0.0327)	スギ	61			別添3の①参照	—	集2-26
191	山形市大字上宝沢 字上向山	1251	124	イ	山林	0.0240 (0.0240)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-26
192	山形市大字上宝沢 字上向山	1533	123	イ	山林	0.0558 (0.0558)	スギ	86			別添3の①参照	—	集2-26
193	山形市大字上宝沢 字上向山	1537	123	イ	山林	0.0414 (0.0414)	スギ	74			別添3の①参照	—	集2-26
194	山形市大字上宝沢 字上向山	1636	123	イ	山林	0.1650 (0.1650)	スギ	61			別添3の①参照	—	集2-26
195	山形市大字上宝沢 字上向山	1660	124	イ	山林	0.1589 (0.1589)	スギ	39			別添3の①参照	—	集2-26
196	山形市大字上宝沢 字上向山	2661	123	イ	原野	0.0444 (0.0444)	スギ	61			別添3の①参照	—	集2-26
197	山形市大字上宝沢 字上向山	2677	124	イ	原野	0.0498 (0.0498)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-26
198	山形市大字上宝沢 字向山	328	122	ロ	畑	0.0236 (0.0236)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-27
199	山形市大字上宝沢 字山居2号	2788-1	125	イ	原野	0.1990 (0.1990)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-28
200	山形市大字上宝沢 字山居2号	2788-2	125	イ	原野	0.0511 (0.0511)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-28
201	山形市大字上宝沢 字山居2号	2792	125	イ	原野	0.0672 (0.0672)	スギ	57			別添3の①参照	—	集2-28
202	山形市大字上宝沢 字上向山	1237	123	イ	原野	0.0123 (0.0123)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-29
203	山形市大字上宝沢 字上向山	1238	124	イ	畑	0.0699 (0.0699)	スギ	83			別添3の①参照	—	集2-29
204	山形市大字上宝沢 字上向山	1241	124	イ	畑	0.0271 (0.0271)	スギ	83			別添3の①参照	—	集2-29
205	山形市大字上宝沢 字上向山	1241-乙	124	イ	原野	0.0071 (0.0071)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-29
206	山形市大字上宝沢 字上向山	1241-丙	124	イ	原野	0.0030 (0.0030)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-29
207	山形市大字上宝沢 字上向山	1242	124	イ	畑	0.0748 (0.0748)	スギ	83			別添3の①参照	—	集2-29

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
208	山形市大字上宝沢 字上向山	1242-乙	124	イ	原野	0.0044 (0.0044)	スギ	83			別添3の①参照	—	集2-29
209	山形市大字上宝沢 字上向山	2649	124	イ	原野	0.0528 (0.0528)	スギ	83			別添3の①参照	—	集2-29
210	山形市大字上宝沢 字上向山	2669	124	イ	原野	0.0039 (0.0039)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-29
211	山形市大字上宝沢 字上向山	2672	124	イ	原野	0.0358 (0.0358)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-29
212	山形市大字上宝沢 字上向山	2673	124	イ	原野	0.0103 (0.0103)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-29
213	山形市大字上宝沢 字上向山	2678	123	イ	原野	0.0147 (0.0147)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-29
214	山形市大字上宝沢 字上向山	1247	124	イ	畑	0.0104 (0.0104)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-30
215	山形市大字上宝沢 字上向山	2675	124	イ	原野	0.0152 (0.0152)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-30
216	山形市大字上宝沢 字向山	461	122	ロ	畑	0.0132 (0.0132)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-31
217	山形市大字上宝沢 字向山	1759	122	ロ	山林	0.1304 (0.1304)	スギ	61			別添3の①参照	—	集2-31
218	山形市大字上宝沢 字向山	1760	122	ロ	山林	0.1318 (0.1318)	スギ	98			別添3の①参照	—	集2-31
219	山形市大字上宝沢 字向山	1761	122	ロ	山林	0.0503 (0.0503)	スギ	98			別添3の①参照	—	集2-31
220	山形市大字上宝沢 字上向山	1244	124	イ	畑	0.0344 (0.0344)	スギ	83			別添3の①参照	—	集2-32
221	山形市大字上宝沢 字上向山	1245	124	イ	畑	0.0594 (0.0594)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-32
222	山形市大字上宝沢 字上向山	1246	124	イ	畑	0.0441 (0.0441)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-32
223	山形市大字上宝沢 字上向山	1246-乙	124	イ	原野	0.0061 (0.0061)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-32
224	山形市大字上宝沢 字上向山	1658	124	イ	山林	0.0061 (0.0061)	スギ	83			別添3の①参照	—	集2-32
225	山形市大字上宝沢 字上向山	2674	124	イ	原野	0.0195 (0.0195)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-32
226	山形市大字上宝沢 字向山	410	122	ロ	畑	0.0149 (0.0149)	スギ	75			別添3の①参照	—	集2-33
227	山形市大字上宝沢 字向山	1752	122	ロ	山林	0.0169 (0.0169)	スギ	86			別添3の①参照	—	集2-33
228	山形市大字上宝沢 字向山	2273	122	ロ	原野	0.0258 (0.0258)	スギ	103			別添3の①参照	—	集2-33
229	山形市大字上宝沢 字向山	2273-乙	122	ロ	畑	0.0396 (0.0396)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-33
230	山形市大字上宝沢 字上向山	1162	123	イ	原野	0.1118 (0.1118)	スギ	62			別添3の①参照	—	集2-34

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
231	山形市大字上宝沢 字上向山	1249	124	イ	畑	0.0201 (0.0201)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-34
232	山形市大字上宝沢 字上向山	1249-乙	124	イ	山林	0.0680 (0.0680)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-34
233	山形市大字上宝沢 字上向山	1501-1	124	イ	山林	0.0274 (0.0274)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-34
234	山形市大字上宝沢 字上向山	1501-2	124	イ	山林	0.1315 (0.1315)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-34
235	山形市大字上宝沢 字上向山	2668	124	イ	原野	0.0067 (0.0067)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-34
236	山形市大字上宝沢 字上向山	1608	123	イ	山林	0.1535 (0.1535)	スギ	70			別添3の①参照	—	集2-35
237	山形市大字上宝沢 字上向山	1755	122	ロ	山林	0.1252 (0.1252)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-35
238	山形市大字上宝沢 字上向山	1163-1	123	イ	原野	0.0679 (0.0679)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-36
239	山形市大字上宝沢 字上向山	1226-乙	124	イ	畑	0.0614 (0.0614)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-36
240	山形市大字上宝沢 字上向山	1233	123	イ	畑	0.0080 (0.0080)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-36
241	山形市大字上宝沢 字上向山	1233-乙	123	イ	原野	0.0508 (0.0508)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-36
242	山形市大字上宝沢 字上向山	1243	124	イ	畑	0.0646 (0.0646)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-36
243	山形市大字上宝沢 字上向山	1248	124	イ	畑	0.0205 (0.0205)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-36
244	山形市大字上宝沢 字上向山	1250-乙	124	イ	原野	0.0191 (0.0191)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-36
245	山形市大字上宝沢 字上向山	1252	124	イ	山林	0.0421 (0.0421)	スギ	74			別添3の①参照	—	集2-36
246	山形市大字上宝沢 字上向山	2676	124	イ	原野	0.0058 (0.0058)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-36
247	山形市大字上宝沢 字上向山	933-6	124	イ	畑	0.0319 (0.0319)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-36
248	山形市大字上宝沢 字上向山	933-8	124	イ	原野	0.0167 (0.0167)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-36
249	山形市大字上宝沢 字上向山	385	122	ロ	畑	0.0829 (0.0829)	スギ	50			別添3の①参照	—	集2-37
250	山形市大字上宝沢 字上向山	404	122	ロ	畑	0.0129 (0.0129)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-37
251	山形市大字上宝沢 字上向山	404-乙	122	ロ	原野	0.0071 (0.0071)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-37
252	山形市大字上宝沢 字上向山	1369	122	ロ	山林	0.0436 (0.0436)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-37
253	山形市大字上宝沢 字上向山	1369-1	122	ロ	山林	0.0380 (0.0380)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-37

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
254	山形市大字上宝沢 字向山	1765	122	ロ	山林	0.0679 (0.0679)	スギ	95			別添3の①参照	—	集2-37
255	山形市大字上宝沢 字向山	2268	122	ロ	原野	0.0134 (0.0134)	スギ	50			別添3の①参照	—	集2-37
256	山形市大字上宝沢 字向山	2269	122	ロ	原野	0.0341 (0.0341)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-37
257	山形市大字上宝沢 字上向山	1205	123	イ	山林	0.0232 (0.0232)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-38
258	山形市大字上宝沢 字上向山	1206	123	イ	山林	0.0288 (0.0288)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-38
259	山形市大字上宝沢 字上向山	1208	123	イ	山林	0.0900 (0.0900)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-38
260	山形市大字上宝沢 字上向山	1210	123	イ	山林	0.0445 (0.0445)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-38
261	山形市大字上宝沢 字上向山	1210-乙	123	イ	山林	0.0147 (0.0147)	スギ	68			別添3の①参照	—	集2-38
262	山形市大字上宝沢 字上向山	1210-丙	123	イ	山林	0.0223 (0.0223)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-38
263	山形市大字上宝沢 字上向山	1214	123	イ	山林	0.0115 (0.0115)	スギ	68			別添3の①参照	—	集2-38
264	山形市大字上宝沢 字上向山	1214-丙	123	イ	山林	0.0428 (0.0428)	スギ	68			別添3の①参照	—	集2-38
265	山形市大字上宝沢 字上向山	1539	123	イ	原野	0.2264 (0.2264)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-38
266	山形市大字上宝沢 字上向山	1635-1	123	イ	山林	0.1506 (0.1506)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-38
267	山形市大字上宝沢 字上向山	1637-2	123	イ	山林	0.0207 (0.0207)	スギ	61			別添3の①参照	—	集2-38
268	山形市大字上宝沢 字上向山	2657	123	イ	原野	0.0437 (0.0437)	スギ	61			別添3の①参照	—	集2-38
269	山形市大字上宝沢 字上向山	2658	123	イ	原野	0.0856 (0.0856)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-38
270	山形市大字上宝沢 字上向山	2659	123	イ	山林	0.0142 (0.0142)	スギ	71			別添3の①参照	—	集2-38
271	山形市大字上宝沢 字上向山	2662	123	イ	原野	0.0113 (0.0113)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-38
272	山形市大字上宝沢 字向山	319-1	122	ロ	畑	0.0015 (0.0015)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-39
273	山形市大字上宝沢 字向山	319-2	122	ロ	畑	0.0039 (0.0039)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-39
274	山形市大字上宝沢 字向山	2259-1	122	ロ	原野	0.0103 (0.0103)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-39
275	山形市大字上宝沢 字上向山	933-5	124	イ	畑	0.0493 (0.0493)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-40
276	山形市大字上宝沢 字上向山	933-7	124	イ	原野	0.0079 (0.0079)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-40

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
277	山形市大字上宝沢 字山居	1151	125	イ	畑	0.0074 (0.0074)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-40
278	山形市大字上宝沢 字向山	2266	122	ロ	原野	0.0162 (0.0162)	スギ	59			別添3の①参照	—	集2-40
279	山形市大字上宝沢 字山居	2634	125	イ	山林	0.1384 (0.1384)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-40
280	山形市大字上宝沢 字向山	411	122	ロ	畑	0.0235 (0.0235)	スギ	75			別添3の①参照	—	集2-41
281	山形市大字上宝沢 字上向山	1215	123	イ	山林	0.0154 (0.0154)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-41
282	山形市大字上宝沢 字上向山	1215-1	123	イ	山林	0.0099 (0.0099)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-41
283	山形市大字上宝沢 字上向山	1638	123	イ	山林	0.0346 (0.0346)	スギ	60			別添3の①参照	—	集2-41
284	山形市大字上宝沢 字向山	1790	122	ロ	山林	0.1720 (0.1720)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-41
285	山形市大字上宝沢 字向山	2272	122	ロ	原野	0.0944 (0.0944)	スギ	91			別添3の①参照	—	集2-41
286	山形市大字上宝沢 字上向山	2663	123	イ	原野	0.0053 (0.0053)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-41
287	山形市大字上宝沢 字向山	1790-1	123	イ	山林	0.0461 (0.0461)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-41
288	山形市大字上宝沢 字向山	2260	122	ロ	原野	0.0409 (0.0409)	スギ	59			別添3の①参照	—	集2-42
289	山形市大字上宝沢 字向山	2287	122	ロ	原野	0.0063 (0.0063)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-42
290	山形市大字上宝沢 字向山	321	122	ロ	山林	0.0268 (0.0268)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-42
291	山形市大字上宝沢 字向山	437	122	ロ	山林	0.0407 (0.0407)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-42
292	山形市大字上宝沢 字向山	449	122	ロ	山林	0.0491 (0.0491)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-42
293	山形市大字上宝沢 字上向山	1216-乙	123	イ	山林	0.0353 (0.0353)	スギ	68			別添3の①参照	—	集2-43
294	山形市大字上宝沢 字上向山	1216-丙	123	イ	山林	0.0481 (0.0481)	スギ	68			別添3の①参照	—	集2-43
295	山形市大字上宝沢 字上向山	1222-乙	123	イ	山林	0.0374 (0.0374)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-43
296	山形市大字上宝沢 字向山	1363	122	ロ	原野	0.0706 (0.0706)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-43
297	山形市大字上宝沢 字向山	1365-1	122	ロ	山林	0.0184 (0.0184)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-43
298	山形市大字上宝沢 字上向山	1652	123	イ	山林	0.0732 (0.0732)	スギ	76			別添3の①参照	—	集2-43
299	山形市大字上宝沢 字向山	1756-1	122	ロ	山林	1.4158 (1.4158)	スギ	53			別添3の①参照	—	集2-43

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
300	山形市大字上宝沢 字向山	1757	122	口	山林	0.0569 (0.0569)	スギ	26			別添3の①参照	—	集2-43
301	山形市大字上宝沢 字向山	1763	122	口	山林	0.0455 (0.0455)	スギ	62			別添3の①参照	—	集2-43
302	山形市大字上宝沢 字向山	1764	122	口	山林	0.0061 (0.0061)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-43
303	山形市大字上宝沢 字向山	2272-乙	122	口	原野	0.029 (0.029)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-43
304	山形市大字上宝沢 字上向山	2274	122	口	原野	0.0743 (0.0743)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-43
305	山形市大字上宝沢 字向山	2664	123	イ	原野	0.1129 (0.1129)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-43
306	山形市大字上宝沢 字上向山	1216	123	イ	畑	0.0139 (0.0139)	スギ	68			別添3の①参照	—	集2-43
307	山形市大字上宝沢 字向山	320	122	口	畑	0.0214 (0.0214)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-43
308	山形市大字上宝沢 字向山	411-乙	122	口	畑	0.0135 (0.0135)	スギ	26			別添3の①参照	—	集2-43
309	山形市大字上宝沢 字向山	412	122	口	畑	0.1178 (0.1178)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-43
310	山形市大字上宝沢 字向山	380	122	口	畑	0.0184 (0.0184)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-44
311	山形市大字上宝沢 字向山	420	122	口	畑	0.0413 (0.0413)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-44
312	山形市大字上宝沢 字向山	1751	122	口	山林	0.0649 (0.0649)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-44
313	山形市大字上宝沢 字向山	2284	122	口	原野	0.0417 (0.0417)	スギ	72			別添3の①参照	—	集2-44
314	山形市大字上宝沢 字上向山	2605	123	イ	原野	0.0812 (0.0812)	スギ	74			別添3の①参照	—	集2-44
315	山形市大字上宝沢 字向山	1762	122	口	山林	0.0920 (0.0920)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-45
316	山形市大字上宝沢 字向山	1744-1	122	口	山林	0.0766 (0.0766)	スギ	95			別添3の①参照	—	集2-45
317	山形市大字上宝沢 字向山	1367	122	口	原野	0.0399 (0.0399)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-45
318	山形市大字上宝沢 字向山	1366	122	口	山林	0.0302 (0.0302)	スギ	75			別添3の①参照	—	集2-45
319	山形市大字上宝沢 字向山	1366-1	122	口	原野	0.0334 (0.0334)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-45
320	山形市大字上宝沢 字向山	415-乙	122	口	原野	0.0305 (0.0305)	スギ	88			別添3の①参照	—	集2-45
321	山形市大字上宝沢 字向山	410-乙	122	口	原野	0.0233 (0.0233)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-45
322	山形市大字上宝沢 字向山	337-丙	122	口	山林	0.0128 (0.0128)	スギ	86			別添3の①参照	—	集2-45

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
323	山形市大字上宝沢 字向山	329-乙	122	ロ	原野	0.0134 (0.0134)	スギ	52			別添3の①参照	—	集2-45
324	山形市大字上宝沢 字山居	1152	125	イ	山林	0.0872 (0.0872)	スギ	56			別添3の①参照	—	集2-46
325	山形市大字上宝沢 字上向山	1174	123	イ	畑	0.0917 (0.0917)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-46
326	山形市大字上宝沢 字上向山	1175	123	イ	山林	0.0669 (0.0669)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-46
327	山形市大字上宝沢 字上向山	1176	123	イ	畑	0.0530 (0.0530)	スギ	45			別添3の①参照	—	集2-46
328	山形市大字上宝沢 字上向山	1177-丙	123	イ	原野	0.0007 (0.0007)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-46
329	山形市大字上宝沢 字上向山	1178	123	イ	畑	0.0452 (0.0452)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-46
330	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-乙	123	イ	畑	0.0157 (0.0157)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-46
331	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-己	123	イ	原野	0.0191 (0.0191)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-46
332	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-丁	123	イ	原野	0.0333 (0.0333)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-46
333	山形市大字上宝沢 字上向山	1179	123	イ	畑	0.0936 (0.0936)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
334	山形市大字上宝沢 字上向山	1180	123	イ	畑	0.0743 (0.0743)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
335	山形市大字上宝沢 字上向山	1180-乙	123	イ	畑	0.0051 (0.0051)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-46
336	山形市大字上宝沢 字上向山	1180-丁	123	イ	原野	0.0037 (0.0037)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
337	山形市大字上宝沢 字上向山	1181	123	イ	畑	0.0094 (0.0094)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-46
338	山形市大字上宝沢 字上向山	1181-乙	123	イ	原野	0.0094 (0.0094)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-46
339	山形市大字上宝沢 字上向山	1182	123	イ	畑	0.0318 (0.0318)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
340	山形市大字上宝沢 字上向山	1182-乙	123	イ	原野	0.0046 (0.0046)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
341	山形市大字上宝沢 字上向山	1182-丙	123	イ	原野	0.0151 (0.0151)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
342	山形市大字上宝沢 字上向山	1183-戊	123	イ	山林	0.0290 (0.0290)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-46
343	山形市大字上宝沢 字上向山	1184	123	イ	畑	0.0184 (0.0184)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
344	山形市大字上宝沢 字上向山	1188-乙	123	イ	畑	0.0060 (0.0060)	スギ	95			別添3の①参照	—	集2-46
345	山形市大字上宝沢 字上向山	1194	123	イ	畑	0.0147 (0.0147)	スギ	74			別添3の①参照	—	集2-46

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
346	山形市大字上宝沢 字上向山	1194-乙	123	イ	原野	0.0151 (0.0151)	スギ	74			別添3の①参照	—	集2-46
347	山形市大字上宝沢 字上向山	1217	123	イ	畑	0.0351 (0.0351)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-46
348	山形市大字上宝沢 字上向山	1218	123	イ	畑	0.0056 (0.0056)	スギ	73			別添3の①参照	—	集2-46
349	山形市大字上宝沢 字上向山	1244-乙	124	イ	原野	0.0160 (0.0160)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-46
350	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-丁	123	イ	山林	0.0874 (0.0874)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-46
351	山形市大字上宝沢 字上向山	1526	123	イ	畑	0.0233 (0.0233)	スギ	45			別添3の①参照	—	集2-46
352	山形市大字上宝沢 字上向山	1527	123	イ	原野	0.0267 (0.0267)	スギ	45			別添3の①参照	—	集2-46
353	山形市大字上宝沢 字上向山	1529	123	イ	原野	0.0234 (0.0234)	スギ	46			別添3の①参照	—	集2-46
354	山形市大字上宝沢 字上向山	1531	123	イ	原野	0.0385 (0.0385)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
355	山形市大字上宝沢 字上向山	1535	123	イ	山林	0.1092 (0.1092)	スギ	100			別添3の①参照	—	集2-46
356	山形市大字上宝沢 字上向山	1536	123	イ	山林	0.0705 (0.0705)	スギ	74			別添3の①参照	—	集2-46
357	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-乙	123	イ	山林	0.0238 (0.0238)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
358	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-丙	123	イ	山林	0.0174 (0.0174)	スギ	95			別添3の①参照	—	集2-46
359	山形市大字上宝沢 字上向山	1542	123	イ	山林	0.0614 (0.0614)	スギ	76			別添3の①参照	—	集2-46
360	山形市大字上宝沢 字上向山	1542-乙	123	イ	原野	0.0680 (0.0680)	スギ	76			別添3の①参照	—	集2-46
361	山形市大字上宝沢 字上向山	1544	123	イ	山林	0.0060 (0.0060)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-46
362	山形市大字上宝沢 字上向山	1612	123	イ	山林	0.3091 (0.3091)	スギ	83			別添3の①参照	—	集2-46
363	山形市大字上宝沢 字上向山	1624	123	イ	山林	0.1751 (0.1751)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-46
364	山形市大字上宝沢 字上向山	1625	123	イ	山林	0.1119 (0.1119)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
365	山形市大字上宝沢 字上向山	1626	123	イ	山林	0.0862 (0.0862)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
366	山形市大字上宝沢 字上向山	1627	123	イ	山林	0.1190 (0.1190)	スギ	63			別添3の①参照	—	集2-46
367	山形市大字上宝沢 字上向山	1659	124	イ	山林	0.1377 (0.1377)	スギ	74			別添3の①参照	—	集2-46
368	山形市大字上宝沢 字山居	1677	125	イ	山林	0.1830 (0.1830)	スギ	57			別添3の①参照	—	集2-46

丙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	経営管理権 設定面積ha (内、経営管理 実施権設定面積)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	丙が乙にE を支払うべ き時期	
369	山形市大字上宝沢 字上向山	2636	123	イ	畑	0.0272 (0.0272)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-46
370	山形市大字上宝沢 字上向山	2637	123	イ	原野	0.0200 (0.0200)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-46
371	山形市大字上宝沢 字上向山	2637-1	123	イ	畑	0.0286 (0.0286)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-46
372	山形市大字上宝沢 字上向山	2639	123	イ	原野	0.0647 (0.0647)	スギ	58			別添3の①参照	—	集2-46
373	山形市大字上宝沢 字上向山	2640	123	イ	原野	0.0498 (0.0498)	スギ	48			別添3の①参照	—	集2-46
374	山形市大字上宝沢 字上向山	2665	123	イ	原野	0.0228 (0.0228)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-46
375	山形市大字上宝沢 字上向山	2665-1	123	イ	原野	0.0253 (0.0253)	スギ	47			別添3の①参照	—	集2-46
376	山形市大字上宝沢 字上向山	377	122	ロ	畑	0.0213 (0.0213)	スギ	25			別添3の①参照	—	集2-47
	(以下、余白)												
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙）									住所（同上）	合同会社イズミ 代表社員社長 和泉 誠七			
権利を設定する市町村（乙）									住所（同上）	山形市長 佐藤 孝弘			

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して森林保険により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の事業経費等において甲を被保険者として当該森林に育成する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧及び復旧後の造林・保育経費等の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。
- ④ 復旧及び造林・保育の経費等の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における精算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙との間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の途中において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字山居	938-2	125	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1161-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1234	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1234-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1235	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1548	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1550	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1647	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1661	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1661-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1662	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2681	123	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	935-1	125	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字山居	935-2	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1135	125	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1188	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1189	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1212-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1230	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1232	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1232-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1240	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1240-乙	124	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1515	125	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1534	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1540	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

①	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-1	123	イ	<p>○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1541-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1546	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1546-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1628	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2624	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2645	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2646	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	376	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	409	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	417	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	418-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2271	122	ロ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字向山	2277-1	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	408	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1534-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1547	123	イ	
山形市大字上宝沢 字中宿	111-丁	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字山居	1136	125	イ	
山形市大字上宝沢 字毛倉平	1137	125	イ	
山形市大字上宝沢 字毛倉平	1137-1	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1137-1-乙	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1137-乙	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1138	125	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1362	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1367-1	122	ロ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字山居	1516	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1520	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1668	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1668-1	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1668-3	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1669	125	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1758	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2275	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	407-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	407	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	413	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	415	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字山居	936-2	125	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字山居	936-3	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	937-1	125	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	2277-2	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字山居	2625	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	2625-乙	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	2626	125	イ	
山形市大字下宝沢 字伊勢鉢	932-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	932-7	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	932-8	124	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	934-1	125	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1006-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1173	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1185	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

①	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1186	123	イ	<p>○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1187	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1223	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1224	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1225	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1225-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1226	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1227	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1228	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1247-丙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1250	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-1	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1611-4	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2635	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2635-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1177	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1177-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1178-丙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1198	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1198-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1199	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1200	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1200-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1201	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1202	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1204	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1211	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2638	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	459	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	460	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	460-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1173-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1525	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1609	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1610	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1611-3	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1666	124	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	440	122	ロ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字向山	379	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	452	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2296	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	405	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	405-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	401-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	414	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	418	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	419-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	419-丙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	434	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1365	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1551	124	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1665	124	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	2276	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2682	124	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	2308	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字山居2号	2781-1	125	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1525-戊	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	378	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	381	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	419	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	419-丁	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	444	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1366-2	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1743-1	122	ロ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字向山	1750-1	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2278-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2280	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2289	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	442	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	442-1	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	453	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	454	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	455	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	456	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	457	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	458	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	460-丙	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1207	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1368	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1370	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1538	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1634-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	2262	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2288	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2290	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2291	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2292	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2293	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	2294	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2660	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1187-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1187-丙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1191-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1191-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1229	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1528	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1532	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1541	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1543	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1545	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1183	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	416	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1162-乙	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1190	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1190-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1190-2	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1191	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1192	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1192-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1193	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1209	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1251	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1533	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1537	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1636	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1660	124	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	2661	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2677	124	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	328	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字山居2号	2788-1	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居2号	2788-2	125	イ	
山形市大字上宝沢 字山居2号	2792	125	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1237	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1238	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1241	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1241-乙	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1241-丙	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1242	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1242-乙	124	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	2649	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2669	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2672	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2673	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2678	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1247	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2675	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	461	124	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1759	124	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1760	124	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1761	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1244	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1245	124	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1246	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1246-乙	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1658	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2674	124	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	410	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1752	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2273	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2273-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1162	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1249	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1249-乙	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1501-1	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1501-2	124	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	2668	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1608	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1755	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1163-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1226-乙	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1233	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1233-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1243	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1248	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1250-乙	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1252	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2676	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	933-6	124	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	933-8	124	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	385	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	404	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	404-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1369	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1369-1	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1765	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2268	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2269	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1205	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1206	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1208	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1210	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1539	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1635-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1637-2	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2657	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2658	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2659	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2662	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	319-1	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	319-2	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2259-1	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	933-5	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	933-7	124	イ	
山形市大字上宝沢 字山居	1151	125	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字向山	2266	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字山居	2634	125	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	411	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1215	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1215-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1638	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1790	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2272	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2663	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1790-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	2260	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2287	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	321	122	ロ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字向山	437	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	449	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1216-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1216-丙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1222-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1363	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1365-1	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1652	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1756-1	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1757	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1763	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1764	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2272-乙	122	ロ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	2274	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2664	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1216	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	320	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	411-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	412	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	380	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	420	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1751	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	2284	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2605	123	イ	
山形市大字上宝沢 字向山	1762	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1744-1	122	ロ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字向山	1367	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1366	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	1366-1	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	415-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	410-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	337-丙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字向山	329-乙	122	ロ	
山形市大字上宝沢 字山居	1152	125	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1174	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1175	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1176	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1177-丙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1178	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1178-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1178-己	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1178-丁	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1179	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1180	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1180-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1180-丁	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1181	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1181-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1182	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1182-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1182-丙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1183-戊	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	1184	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1188-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1194	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1194-乙	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1217	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1218	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1244-乙	124	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1525-丁	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1526	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1527	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1529	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1531	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1535	123	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

①	対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1536	123	イ	<p>○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。</p> <p>○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</p> <p>○ 火災、病虫害及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-丙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1542	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1542-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1544	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1612	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1624	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1625	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1626	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1627	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1659	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1677	125	イ	

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班	○ 存続期間中に間伐（森林作業道の開設を含む。）及び間伐に生じた木材の販売を2回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病害虫及び気象害予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。また、大雨などの気象災害があった時等乙からの指示があった時は、現場が落ち着いた後に身の安全を確保した上で、必要に応じて適宜巡視するものとする。
山形市大字上宝沢 字上向山	2636	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2637	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2637-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2639	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2640	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2665	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	2665-1	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	377	122	ロ	
(以下、余白)				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字山居	938-2	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1161-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1234	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1234-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1235	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1548	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1550	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1647	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1661	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1661-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1662	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2681	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	935-1	125	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字山居	935-2	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1135	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1188	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1189	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1212-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1230	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1232	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1232-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1240	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1240-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1515	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1534	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540	123	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1541-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1546	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1546-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1628	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2624	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2645	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2646	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	376	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	409	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	417	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	418-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2271	122	ロ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字向山	2277-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	408	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1534-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1547	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字中宿	111-丁	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1136	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字毛倉平	1137	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字毛倉平	1137-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1137-1-乙	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1137-乙	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1138	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1362	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1367-1	122	ロ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字山居	1516	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1520	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1668	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1668-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1668-3	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1669	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1758	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2275	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	407-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	407	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	413	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	415	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居	936-2	125	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字山居	936-3	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	937-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2277-2	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2625	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2625-乙	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2626	125	イ	
	山形市大字下宝沢 字伊勢鉢	932-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	932-7	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	932-8	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	934-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1006-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1173	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1185	123	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1186	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1187	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1223	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1224	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1225	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1225-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1226	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1227	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1228	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1247-丙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1250	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-1	123	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-4	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2635	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2635-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1177	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1177-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-丙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1198	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1198-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1199	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1200	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1200-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1201	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1202	123	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1204	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1211	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2638	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	459	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	460	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	460-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1173-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1525	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1609	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1610	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-3	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1666	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	440	122	ロ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字向山	379	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	452	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2296	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	405	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	405-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	401-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	414	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	418	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	419-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	419-丙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	434	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1365	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1551	124	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班
	山形市大字上宝沢 字上向山	1665	124	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	2276	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2682	124	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	2308	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字山居2号	2781-1	125	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-戊	123	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	378	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	381	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	419	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	419-丁	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	444	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	1366-2	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	1743-1	122	ロ
<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項） ○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字向山	1750-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2278-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2280	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2289	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	442	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	442-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	453	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	454	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	455	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	456	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	457	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	458	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	460-丙	123	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項） ○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1207	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1368	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1370	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1538	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1634-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2262	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2288	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2290	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2291	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2292	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2293	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2294	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2660	123	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項） ○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1187-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1187-丙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1191-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1191-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1229	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1528	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1532	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1541	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1543	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1545	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1183	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	416	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1162-乙	123	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1190	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1190-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1190-2	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1191	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1192	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1192-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1193	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1209	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1251	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1533	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1537	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1636	123	イ	
山形市大字上宝沢 字上向山	1660	124	イ		

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	2661	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2677	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	328	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居2号	2788-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居2号	2788-2	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居2号	2792	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1237	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1238	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1241	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1241-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1241-丙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1242	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1242-乙	124	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班
	山形市大字上宝沢 字上向山	2649	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2669	124	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2672	124	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2673	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2678	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1247	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2675	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	461	124	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	1759	124	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	1760	124	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	1761	124	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1244	124	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1245	124	イ
<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項） ○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1246	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1246-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1658	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2674	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	410	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1752	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2273	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2273-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1162	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1249	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1249-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1501-1	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1501-2	124	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	2668	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1608	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1755	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1163-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1226-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1233	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1233-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1243	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1248	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1250-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1252	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2676	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	933-6	124	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	933-8	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	385	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	404	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	404-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1369	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1369-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1765	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2268	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2269	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1205	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1206	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1208	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1210	123	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1539	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1635-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1637-2	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2657	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2658	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2659	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2662	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	319-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	319-2	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2259-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	933-5	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	933-7	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1151	125	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班
	山形市大字上宝沢 字向山	2266	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字山居	2634	125	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	411	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1215	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1215-1	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1638	123	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	1790	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	2272	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2663	123	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	1790-1	123	イ
	山形市大字上宝沢 字向山	2260	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	2287	122	ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	321	122	ロ
<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字向山	437	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	449	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1216-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1216-丙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1222-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1363	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1365-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1652	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1756-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1757	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1763	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1764	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2272-乙	122	ロ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	2274	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2664	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1216	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	320	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	411-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	412	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	380	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	420	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1751	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2284	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2605	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1762	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1744-1	122	ロ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字向山	1367	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1366	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1366-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	415-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	410-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	337-丙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	329-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1152	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1174	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1175	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1176	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1177-丙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178	123	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-己	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-丁	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1179	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1180	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1180-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1180-丁	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1181	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1181-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1182	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1182-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1182-丙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1183-戊	123		イ

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班
	山形市大字上宝沢 字上向山	1184	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1188-乙	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1194	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1194-乙	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1217	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1218	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1244-乙	124	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-丁	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1526	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1527	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1529	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1531	123	イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1535	123	イ
<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項） ○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>				

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法）</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法）</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項）</p> <p>○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	1536	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-丙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1542	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1542-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1544	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1612	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1624	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1625	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1626	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1627	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1659	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1677	125	イ	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	
①	所在	地番	林班	小班	<p>（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>（2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>（3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、施業実施時点で有効な山形県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額に比べ、物価高騰や人件費高騰、その他の要因により経費の増減が見込まれる場合は、丙がその根拠を明らかにした上で改めて見積額を乙に提示し、乙の了承を得た額とする。</p> <p>（4. 留意事項） ○ 丙が利用間伐の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	山形市大字上宝沢 字上向山	2636	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2637	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2637-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2639	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2640	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2665	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2665-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	377	122	ロ	
	(以下、余白)				

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字山居	938-2	125 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1161-乙	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1234	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1234-乙	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1235	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1548	124 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1550	124 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1647	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1661	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1661-1	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1662	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2681	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	935-1	125 イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字山居	935-2	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1135	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1188	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1189	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1212-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1230	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1232	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1232-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1240	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1240-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1515	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1534	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540	123	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1541-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1546	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1546-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1628	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2624	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2645	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2646	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	376	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	409	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	417	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	418-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2271	122	ロ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	山形市大字上宝沢 字向山	2277-1	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	408	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1534-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1547	123		イ
	山形市大字上宝沢 字中宿	111-丁	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字山居	1136	125		イ
	山形市大字上宝沢 字毛倉平	1137	125		イ
	山形市大字上宝沢 字毛倉平	1137-1	125		イ
	山形市大字上宝沢 字山居	1137-1-乙	125		イ
	山形市大字上宝沢 字山居	1137-乙	125		イ
	山形市大字上宝沢 字山居	1138	125		イ
	山形市大字上宝沢 字向山	1362	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	1367-1	122		ロ

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字山居	1516	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1520	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1668	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1668-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1668-3	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1669	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1758	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2275	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	407-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	407	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	413	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	415	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居	936-2	125	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字山居	936-3	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	937-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2277-2	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2625	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2625-乙	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2626	125	イ	
	山形市大字下宝沢 字伊勢鉢	932-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	932-7	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	932-8	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	934-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1006-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1173	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1185	123	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1186	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1187	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1223	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1224	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1225	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1225-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1226	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1227	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1228	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1247-丙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1250	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-1	123	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-4	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2635	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2635-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1177	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1177-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-丙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1198	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1198-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1199	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1200	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1200-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1201	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1202	123		イ

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1204	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1211	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2638	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	459	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	460	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	460-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1173-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1525	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1609	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1610	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1611-3	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1666	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	440	122	ロ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字向山	379	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	452	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2296	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	405	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	405-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	401-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	414	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	418	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	419-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	419-丙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	434	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1365	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1551	124	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1665	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2276	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2682	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2308	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居2号	2781-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-戊	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	378	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	381	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	419	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	419-丁	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	444	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1366-2	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1743-1	122	ロ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字向山	1750-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2278-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2280	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2289	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	442	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	442-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	453	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	454	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	455	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	456	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	457	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	458	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	460-丙	123	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1207	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1368	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1370	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1538	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1634-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2262	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2288	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2290	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2291	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2292	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2293	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2294	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2660	123	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1187-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1187-丙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1191-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1191-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1229	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1528	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1532	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1541	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1543	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1545	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1183	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	416	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1162-乙	123	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1190	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1190-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1190-2	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1191	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1192	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1192-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1193	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1209	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1251	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1533	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1537	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1636	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1660	124	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	2661	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2677	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	328	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居2号	2788-1	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居2号	2788-2	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居2号	2792	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1237	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1238	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1241	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1241-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1241-丙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1242	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1242-乙	124	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	2649	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2669	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2672	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2673	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2678	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1247	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2675	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	461	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1759	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1760	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1761	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1244	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1245	124	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1246	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1246-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1658	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2674	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	410	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1752	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2273	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2273-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1162	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1249	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1249-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1501-1	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1501-2	124	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	2668	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1608	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1755	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1163-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1226-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1233	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1233-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1243	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1248	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1250-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1252	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2676	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	933-6	124	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	933-8	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	385	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	404	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	404-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1369	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1369-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1765	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2268	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2269	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1205	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1206	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1208	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1210	123	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1539	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1635-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1637-2	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2657	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2658	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2659	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2662	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	319-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	319-2	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2259-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	933-5	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	933-7	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1151	125	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字向山	2266	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居	2634	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	411	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1215	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1215-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1638	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1790	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2272	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2663	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1790-1	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2260	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2287	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	321	122	ロ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	山形市大字上宝沢 字向山	437	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	449	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1216-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1216-丙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1222-乙	123		イ
	山形市大字上宝沢 字向山	1363	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	1365-1	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字上向山	1652	123		イ
	山形市大字上宝沢 字向山	1756-1	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	1757	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	1763	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	1764	122		ロ
	山形市大字上宝沢 字向山	2272-乙	122		ロ

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	2274	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2664	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1216	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	320	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	411-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	412	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	380	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	420	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1751	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	2284	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2605	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1762	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1744-1	122	ロ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字向山	1367	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1366	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	1366-1	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	415-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	410-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	337-丙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字向山	329-乙	122	ロ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1152	125	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1174	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1175	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1176	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1177-丙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178	123	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-乙	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-己	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1178-丁	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1179	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1180	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1180-乙	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1180-丁	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1181	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1181-乙	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1182	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1182-乙	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1182-丙	123 イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1183-戊	123 イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1184	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1188-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1194	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1194-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1217	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1218	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1244-乙	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1525-丁	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1526	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1527	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1529	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1531	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1535	123	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	山形市大字上宝沢 字上向山	1536	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1540-丙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1542	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1542-乙	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1544	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1612	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1624	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1625	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1626	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1627	123	イ	
	山形市大字上宝沢 字上向山	1659	124	イ	
	山形市大字上宝沢 字山居	1677	125	イ	

別添3 丙が甲にDにを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林				丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
①	所在	地番	林班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収益が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
	山形市大字上宝沢 字上向山	2636	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2637	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2637-1	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2639	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2640	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2665	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	2665-1	123		イ
	山形市大字上宝沢 字上向山	377	122		ロ
	(以下、余白)				